

やる気

下松

みんなで担う行財政改革

(下松市行財政改革推進計画)

平成18年(2006年)3月

下 松 市

目 次

第1	下松市行財政改革推進計画の策定	1
第2	行財政改革の具体的方策	5
1	事務・事業の見直し（再編・整理・統合・廃止）	
2	民間委託等の推進	
3	定員管理の適正化	
4	給与の適正化	
5	人材育成の推進	
6	組織の見直し	
7	経費節減・適正な収入確保等の財政対策	
8	広域行政等	
9	議会・公営企業・地方公社	
第3	行財政改革の進め方	13
1	推進体制	
2	民意の把握	
3	計画期間及び実施項目	
4	公表	
第4	公営企業（水道事業）	15

下松市行財政改革推進計画 ～みんなで担う我がまちの行革～

第1 下松市行財政改革推進計画の策定

はじめに

地方自治体は、自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化し、市民福祉の増進と個性的で活力ある地域社会の構築を図ることが求められています。

このような観点から、これまで以上の効率的な行財政運営を行わなければならないことは論をまたないところであります。

本市の行財政改革を語る時、忘れてならないのは昭和51年から7か年にわたって取り組んだ23億3千万円にのぼる赤字の解消と職員数の削減を中心とした財政再建期間が存在したことです。

この間、市民、議会、職員あげて行政全ての分野に知恵と努力を傾け、固定資産税等の超過課税、補助・負担金や手数料の見直し、職員数や給与の適正化等の考えられる改革、改善は全て実施し、赤字の解消はもとより、財政構造の健全化を図った経緯があります。その意味で、結果的には他の自治体に先駆け、徹底した行財政改革がなされたと言うべきであります。

昭和61年2月には「下松市行政改革推進計画」を策定し、さらなる行政の効率化と体質強化に努めてきました。

また、平成8年8月に「下松市行政改革大綱」を策定、平成11年3月に「下松市新行政改革大綱」として見直しを行い、平成12年度をもって一応の終了をみたところであり、この成果については、平成14年3月、議会にも報告したとおりであります。

それ以後、今日に至るまで、新たな行政改革大綱を策定することはなかったものの「今すぐできる 小さな行政改革」の名のもと、毎年度の施政方針、実施計画、予算編成等の中において事務事業の見直し、経費の節減等不断の改革を行ってきました。

昨今、国における三位一体改革をはじめ指定管理者制度の法制化、国からの行政改革に関する助言等、地方自治体を取り巻く情勢も大きく変化してきた中での取り組みとなります。

この行財政改革を実りのあるものとするためには、市民、議員、職員こぞっての理解・協力が求められるところであります。

危機意識と改革意欲を共有する中で、制度の壁打破・意識の改革に取り組む絶好の機会でありますので、全力で推進してまいります。

基本方針

厳しい財政状況の下、将来に向けて質の高い行政サービスの提供を目指すためには、安定的な行財政基盤を確立する必要がありますので、その第一歩として「下松市行財政改革推進計画」を策定することとします。

今回の行財政改革は、職員の総力をあげて推進するとの方針のもと、制度の改革、意識の改革を基本理念として前面に掲げる中、職員から多種多様な提言、意見が寄せられ、予期以上の関心と意欲のたかまりがあったところであります。個々には相反する提言、意見があるにせよ市民の求めに応え得るものとなっています。

加えて、これまでの議会における議員の意見や後期基本計画策定時、1項目設けた行政改革に関するアンケート等も反映されたものとなっています。

本計画は、職員による提言等の全てを対象にして、できるものから実行するとした従来 of 取組方針に基づいて策定します。

今後、その実現可能性を検討するとともに、着実に実行に移すことにより、行財政改革の実をあげて行かなければなりません。

集中改革プランへの対応

「下松市行財政改革推進計画」の策定に当たり、実施概要については、国の「行政改革大綱」・「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏襲することとしました。

これらで求められている具体的事項については、本市において既に取り組みられているものも多くあることから、今回策定する計画は、本市の行政改革大綱であり、国の指針による「集中改革プラン」に対応したものと考えています。

第2 行財政改革の具体的方策

国の集中改革プランに沿い、主たる項目は、次のように分類しましたが、行政関与の必要性、受益・負担の両面における公平性の確保、行政の効率と効果等を検討する中で、随時、追加、削除及び修正を行うこととします。

1 事務・事業の見直し（再編・整理・統合・廃止）

- (1) ハード面及びソフト面とも「行政がやらなければならないこと」「行政でなければできないことは何か」を今一度洗い直します。
- (2) 必要性、緊急性及び行政効果を検討しながら、業務の整理合理化に努めます。
- (3) 慣行・制度の壁に挑みます。

2 民間委託等の推進

- (1) 民間委託の推進

今日まで、規模の大小を問わず可能な分野は民間委託を進めています。

今後もサービス面・コスト面を検討する中で、さらなる委託の可能性を探ります。

なかでも議会をはじめ市民の関心の高い「保育園運営業務・ごみ収集業務・小学校給食調理業務」も聖域とすることなく、民間委託の方向で推進します。

(2) 指定管理者制度への移行

現時点で委託を行っている29の公の施設は、平成18年度から導入しますが、その他の施設については、今後、どのような部門が可能かについて検討します。

(3) PFI手法の活用

方法論としては評価されるものの、形を変えた財政負担ともなりますので、活用すべき事例等を研究します。

3 定員管理の適正化

平成17年4月1日現在の職員数493人に対し、平成22年4月1日時点で10%以上の削減を目標に掲げ、「定員適正化計画」に基づいた計画的な定員管理に努めます。

4 給与の適正化

給与制度とその運用については、国、県及び他の地方公共団体との均衡を考慮しながら、住民の理解と支持が得られるよう適正化に努めます。

5 人材育成の推進

地方分権時代を担える職員を育成するため、「人材育成基本方針」を策定し、政策形成能力、創造的能力、法務能力等の資質向上のみにとどまらず、研修等を通じ職員の意識改革・能力開発に努め、執務環境・体制を整備し、住民サービスの向上を図ります。

一方、市民の中から、まちづくりに意欲のある者の掘り起こしを行い、市民の連携、連帯による地域に根ざしたまちづくりを目指します。

6 組織の見直し

(1) 柔軟な行政組織

時代に即応した組織を構築するとともに、スクラップ・アンド・ビルドを踏まえ、より簡素で柔軟な組織を目指します。

(2) 地域協働の推進・公民館の役割の見直し

安全安心まちづくりをはじめ各種行事等において、市民主導、市民参加の意識も高まっておりますので、なお一層の浸透に努めます。

近時の社会情勢に対応するため、社会教育施設としての公民館から、安全安心まちづくりの共同体の核となり得る公民館を目指します。

(3) 審議会等の見直し

法定以外の審議会等は、今後は極力設置しないこととし、市民一人一役を合言葉に重複登用を避け、委員の交代のほか女性や若者の登用に努めます。

(4) 公共施設の整理統合

公共施設の適正配置及び運営方法の検討を行います。

(5) 公共的組織全般の見直し

存立目的及び活動状況を見極めながら助言・指導を行います。

7 経費節減・適正な収入確保等の財政対策

自主的で自立性の高い財政運営を図るため、歳入の確保・歳出の合理化をはじめ健全な財政運営に努めます。

(1) 公共工事コストの縮減

公共工事の執行を巡る状況や厳しい財政事情を背景に、民間に比べ高止まりと言われている工事費の縮減を図るため、提案制の採用など設計・発注方法等の見直しを行います。

(2) 財政の健全化を推進するための方策

ア 枠配分予算方式を導入し、各部局が自己決定、自己責任のもと、より効果的な予算編成を目指すとともに、コスト意識の徹底を図ります。

イ 自主財源の確保・涵養に努めます。

ウ 公共事業については、その必要性、事業効果等を十分検討する中で、進めます。

エ 財政状況やバランスシート等の公表を積極的に行います。

(3) 経費の節減合理化等の取組

ア 経常経費は、極限まで削減していますが、予算執行につ

いては、さらに工夫を重ねます。

イ 職員の福利厚生事業は、職員の会費と市からの負担金で運営されています。最近の社会情勢を考慮し、税負担の抑制を図るため、各種事業の必要性を再検討します。

ウ 実施計画の策定を通じ、より効果的な資本投下を行います。

エ 遊休地・未利用財産の有効利用や適正処分を図ります。

(4) 補助金等の整理合理化

補助金等については、行政の責任分野、経費負担の在り方、行政効果等を調査の上、整理合理化を進めます。支出の必要性及び金額の妥当性についても、各団体の実情を考慮しながら再検討します。

また、補助金を新設する場合は、原則として期間を限定し、効率的に施策が運営されたかどうかを評価する制度（サンセット方式）を導入します。

(5) 滞納整理の強化

公平性の確保の観点からも、税、住宅使用料、保育料等す

すべての分野において、あらゆる手段を講じ、収納率の向上を図ります。

(6) 使用料・手数料の見直し

常に受益者負担の原則に基づき、見直しを行います。

8 広域行政等

(1) 広域行政の再構築

現行の一部事務組合をはじめとする広域行政の必要性及び在り方を見直すとともに、消防等広域によることが望ましい分野の可能性について検討します。

(2) 電子自治体への取組

本市の行政区域面積、社会資本整備、情報セキュリティ等を勘案する中で、下松市地域情報化推進計画との整合性を図りながら有効な方策を検討します。

(3) 市民本位の市政

情報公開はもとより、親切、丁寧、迅速、正確及び公平で開かれた市民本位の市政を目指します。

9 議会・公営企業・地方公社

(1) 市議会

議会運営の効率化のため、議員定数の見直しにとどまらず、より一層の経費節減を図るよう要請します。

(2) 公営企業の経営

第4 公営企業（水道事業）において後述します。

(3) 地方公社等の経営

より一層の経費節減を図ることやその設立目的に照らした今後の在り方を検討します。

第3 行財政改革の進め方

1 推進体制

企画財政部行政改革推進室主導のもと、各担当部署において推進します。

2 民意の把握

今回の計画策定に当たっては、次の点に配慮しました。

- (1) 議会でのこれまでの意見
- (2) 平成17年2月に実施した「まちづくり市民アンケート」
- (3) 移動市長室等での意見

今後も同様の姿勢で民意を尊重してまいります。

3 計画期間及び実施項目

- (1) 本計画は、平成18年度から平成21年度までの間とします。
- (2) 職員から提言された300件を超える事務事業改善等提案につき、上記2 民意の把握を参考に、計画期間内の実施（可否を検討するもの等を含む。）を目標とするものを、実施項目としました。

なお、今回実施項目としなかった職員提言等についても、実行できるものは、順次実行に移すことにしています。

4 公表

- (1) 本計画の実施の成果については、必要に応じ、公表します。
- (2) 本計画の実施に当たっては、常に市民の目線での評価及び判断を仰ぐこととします。

第4 公営企業（水道事業）

近年の社会経済情勢の変化や生活様式などの変化に伴い、水道水の需要が減少している中で、水道事業としても、経営基盤の強化等に取り組み、より一層の自立性の強化と経営の効率化を図ります。

なお、工業用水道事業では、未売水を県企業局へ自家用工水として卸供給するなど経営安定化を図っています。

1 経営改革の推進

(1) 平成18年度から平成21年度までの取組目標

- ア 水道料金の改定（平成18年度検討開始）
- イ コンビニエンスストアでの料金収納（平成18年度検討）
- ウ 組織体制の見直し（平成19年度検討）
- エ 中期経営計画の策定（平成20年度）

(2) 平成17年度の実績

- ア 浄水場の運転管理業務一部委託（7月1日から実施）
- イ 料金収納体制の強化（小額訴訟制度の導入）

2 定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理

ア 平成18年度から平成21年度までの適正化

目標 35人体制維持

イ 平成17年度末の見込み

3人減（業務委託による退職者数の補充減）

(2) 給与の適正化

ア 平成18年度から平成21年度までの適正化

市職員の枠組みに沿って適正化を図ります。

イ 平成17年度実績

特殊勤務手当の改正（企業手当2%減、交替制勤務手当
廃止）

3 経費節減等

平成18年度から平成21年度までの取組目標

(1) 収入関係

ア 未収金の徴収対策（収納率向上）

イ 料金の見直し（水道料金改定）

ウ 遊休資産の売却

(2) 支出関係

諸手当の見直し（制度改正）